

随時記者発表

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

項目	日高合同庁舎消防避難訓練の実施について			
区分等	発表	月	日	時 分
	資料配布	2月20日		時 分
	説明者			
配布資料	日高合同庁舎消防避難訓練実施計画			
発表要旨	<p>日高振興局では、火災発生時の通報及び避難誘導の技術を習得し、防火意識の向上と徹底を図ることを目的として、消防避難訓練を実施します。</p> <p>1 日時 平成31年2月25日（月）14：00～ （降雪実施） 14：00～ 消防避難訓練（庁舎→庁舎正面玄関西側車庫前（降雪の場合、庁舎1階エントランスホール））</p> <p>2 場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎</p> <p>3 訓練内容 庁舎内火災に対する通報、避難誘導</p> <p>4 参加者 在庁職員 約180名</p> <p>5 その他 詳細については、別紙「日高合同庁舎消防避難訓練実施計画」のとおりです。</p>			
報道に当たってのお願い				
担当	<p>日高振興局総務課 課長 村上 弘倫 職員・財産係長 小早川 千秋 電話 ファクシ 0146-22-9042 内線 2136</p>			

日高合同庁舎消防避難訓練実施計画

1 訓練内容

庁舎内火災に対する通報、避難誘導

2 実施日時

平成31年2月25日(月) 午後2時00分～ 30分～1時間程度

3 実施場所

浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高合同庁舎

4 実施主体

日高合同庁舎防災対策本部

- ・ 本部長 日高振興局 副局長 斉藤 譲二
- ・ 防火管理者 日高振興局 総務課 総務係長 宮本 竜也
- ・ 本部事務局 日高振興局 総務課 職員・財産係

5 参加者

在庁職員(臨時職員等を含む。)及び日高東部消防組合浦河消防署員 約200名

6 災害想定

1案と2案の出火場所を想定し訓練直前に決定する。

1案 日高合同庁舎3階農務課前給湯室

2案 日高合同庁舎2階図書室、研修室

【1案は給湯室内のゴミ箱から出火】、【2案は図書・研修室から出火】

どちらの案も発見者と消火班が初期消火を試みるも、炎の勢いが増し、天井まで達し、消火不能と判断し、消火を断念して全員避難する。

7 業務分担

北海道日高合同庁舎防災要綱(以下「防災要綱」という。)第19条の規定に基づき、在庁職員は自衛消防隊員として各担当業務に従事する。

8 消防活動

(1) 火災発見・通報

ア ○○課職員が火災を発見し、初期消火を試みるも火の勢いが強く初期消火を断念する。同時並行して非常ベル近くの職員が近接の非常ベルを押す。併せて、近くの執務室の職員等に火災の発生を知らせ、連絡を受けた職員は総務課に火災の場所を連絡する。防火管理者は総務課総務係職員に状況確認及び庁内放送(火災警報機が作動し現在確認中であることの周知)を指示。

イ 初期消火は、実際の消火器を消火班が持参及び屋内消火栓のホースを引き出し、消火活動ができる状況まで動作確認を行う。

ウ 状況確認を行った総務係職員から火災発生の報告を受けた防火管理者は、直ちに消防署への通報を行うとともに、総務課総務係職員に庁内放送(火災発生の周知、自衛消防隊・避難班等への指示等)を指示する。

エ 防火管理者は、現在の状況を防災対策本部長(副局長)に報告する。

オ 防災対策本部長(副局長)は、現在の状況を庁舎管理者(振興局長)に報告する。

(2) 避難

ア 避難場所は、庁舎西側車庫前とする。(降雪等悪天候時においては、庁舎1階ロビーとし、避難したもののみなす。)

イ 避難経路は基本的に防災要綱に定めるとおりとするが、積雪等により、庁舎

南東側2階環境生活課近くの非常口は今回使用しない。

ウ 庁内職員は、消防活動従事者（第1、第2、第3小隊避難班）を除き、上記（1）のウに係る庁内放送の後、一斉に避難を開始する。

エ 避難に際しては、庁内放送及び各小隊の避難班の誘導・指示に従う。

オ 各課（所）の長及び各種団体の責任者は、各事務室等を巡回して、職員が全員避難したことを確認の上（消防活動従事者は除く。）、最後に事務室の戸を閉め、各小隊避難班員にその旨を報告・避難する。

カ 各課（所）の長及び各種団体の責任者は、避難場所に避難後、直ちに人員点検を行い、消防活動従事者数、負傷者数及び要救助者の有無を防災対策本部事務局に報告する。

キ 各小隊避難班長は、各担当区域内（エレベーター内含む。）の要救助者の有無を確認の上、避難を開始し、避難場所へ避難後直ちにその旨を防災対策本部事務局に報告する。

ケ 防災対策本部事務局は防火管理者に避難状況及び火災状況を報告し、防火管理者はその旨を防災対策本部長に、防災対策本部長は庁舎管理者に報告する。

(3) 消防署との連携等

防災対策本部長は、到着した消防署員に火災の状況、避難の状況、要救助者の有無その他必要事項を報告する。

9 記録

防災対策本部事務局において火災の発見、消防署への通報、避難及び消火等の時刻及び状況を消防避難訓練実施記録表に記録するものとする。

10 講評等

(1) 避難終了後、消防署より講評を受ける。

(悪天候等により庁舎1階ロビーにて行う場合あり。)

11 その他事項

(1) 来庁者への周知は、午前9時30分、午後13時30分頃及び午後13時50分並びに訓練直前に庁内放送にて行う。

(2) 避難は迅速に行うものとする。

(3) 各課（所）等事務室に1名以上を保安要員として待機させる。

(保安要員は避難したものとみなす。)

(4) 各課（所）の職員で、当該訓練実施中に仕事を離れることが困難な場合（例：窓口業務及び電話の応対等）については、当該職員は避難したものとみなす。

(5) 防災対策本部席及び避難場所は庁舎西側車庫前とする。

(降雪等悪天候時においては、庁舎1階ロビーに設置する。)